

令和8年度消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進に関する 交付等要綱・実施要領の改正の概要（案）

令和8年度消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進に関する交付等要綱・実施要領の改正の概要は以下のとおりです。

【改正の主なポイント】

1. 事業メニューの追加

本省の直接採択事業の新たな事業メニューとして「「地域農業・教育連携モデルの創出」の取組」を追加。

2. 食育推進リーダー育成メニューの対象拡充

事業メニューの「食育推進リーダーの育成及び活動の促進」の対象に「食に関する民間資格を有する者の活用の促進」を追加し、メニュー名を「食育活動を推進する人材の育成及び活動の促進」に変更。

3. 共食の場における食育活動支援内容の変更

新型コロナウイルス禍による活動休止・縮小からの再開・取組拡大を支援対象外とするよう変更。

4. 新たな目標値の追加

事業の目標値として新たに「食品の安全性についての知識を持ち、自ら判断する者の割合」を設定。

5. 事業実施計画書 留意事項の変更

交付等要綱 別記様式第1号－4の留意事項3の表に記載事項として「事業内容」を追加。

なお、令和8年度予算成立に伴い、今後変更があり得ますので、あらかじめご承知おきください。